



交通事故弁護士

2014年 第2版

全国ネットワーク

TRAFFIC ACCIDENT LAWYER NATIONAL NETWORK

被害者お一人おひとりに、
確かな未来を。



交通事故弁護士全国ネットワーク

「交通事故弁護士全国ネットワーク」は、交通事故被害者の救済・被害回復を目的に全国各地から経験を積んだ専門の弁護士が結集。相互研鑽しながら、常にトップレベルの解決をはかれるよう努力しています。他に類を見ない画期的裁判例を多数獲得しております。我々が獲得した裁判例をご覧いただき、その専門性を十分にご理解いただければと思います。被害者の方々からのご相談は無料です。ご安心してご相談ください。



ネットワーク参加弁護士よりご挨拶申し上げます



代表弁護士 古田兼裕

当ネットワークは、交通事故によって重度の後遺障害を負い苦しんでおられる被害者とそのご家族に、弁護士という立場から協力したいという思いから立ち上げました。

交通取り締まりの強化や救命救急医療の発達により、交通事故による死亡者数は年々減少の傾向にあることは大変喜ばしいことです。しかしその裏では、一命を取り留めたものの重い後遺障害を負い、苦しい生活を強いられている被害者が増加しています。なかでも、介護を伴う後遺障害が残った場合、平穏だったご家族の生活までも巻き込むため、大変深刻です。

当ネットワークが、このような悲壮な状況下の被害者の方へ協力出来ることは、実績のある交通事故専門弁護士として、事案に応じた的確なアドバイスを提供することです。そのご相談時期も出来る限り早いのが望ましいです。

また、すでにご相談中であつたとしても、セカンドオピニオン(第三者の意見)を求められた場合、関係者に十分な配慮をしたうえで、対応させていただいております。

損保の担当者や加害者側の代理人は賠償のプロです。残念ながら、初めて事故に遭い、ましてや賠償実務に素人である皆様は、太刀打ちできる相手では到底ありません。

ましてや、高次脳機能障害、遷延性意識障害、重度脊髄損傷のような重度の後遺障害の事案となると、損害費目は多岐にわたり、その複雑さゆえ、立証が非常に困難になります。ですから、訴訟となった場合、これらの立証には、交通事故専門の弁護士や後遺障害に詳しい脳外科医、リハビリ専門医等の協力が不可欠なのです。

まずは実績のある当ネットワークにご相談ください。ご相談は無料です。

すべてが終了した後では、どんなに不満に思われても修復することは出来ません。

交通事故被害者の方々へ



豊富な実績と 高額解決

遷延性意識障害、高次脳機能障害、重度脊髄損傷、死亡事案等につき、高額解決例が多数あります。等級の下位の方も、4倍以上の獲得例が多くあります。



被害者に優しい 報酬体系

最も合理的で、被害者に負担の少ない料金体系を採用。着手金のご用意は必要ありません！皆様の費用についてのご相談を承っております。概ね弁護士費用の被害者負担はゼロです。



全国カバーの 機動的体制

都市部はもちろん、地方も均一に対応！機動的な弁護士体制により全国の被害者の方をサポート！全国均一で、高額解決を獲得しております。



過失割合について

過失割合について納得出来ない方は、多いのではないのでしょうか。被害者に不利な事案でも、逆転解決例が多数あります。加害者の提案にご不満をお持ちの方々、是非一度ご相談下さい。



セカンドオピニオンの 随時受付

当ネットワークは、進行事案につき訴訟中訴訟外を問わず、随時セカンドオピニオンの受付をしております。気軽にご相談下さい。



刑事処分について (被害者参加制度含む)

被害者の方は、まず刑事処分について関心がありでしょう。当ネットワークは、刑事処分への刑事参加、検察審査会への異議申立等、あらゆるお手伝いをしております。



紛争処理センター での解決について

当ネットワークは、交通事故紛争処理センターでも例をみない高額解決を得ております。今、紛争処理センターに相談中の方も、これから相談予定の方も、是非一度ご相談下さい。



成年後見について

当ネットワークでは、成年後見についての相談も承っております。これから家庭裁判所へ成年後見の申込のご予定の方も、現在申込中の方も、何かとお悩みの方は、当ネットワークにすぐご相談下さい。

ネットワークの理念

交通事故弁護士全国ネットワークの3つの理念です。

① 徹底した損害の回復（家庭崩壊の阻止と事故前の生活への復帰）

交通事故はある日突然、平穏な生活を一変させます。特に、被害者が死亡、または後遺障害を負うような深刻な事故の場合は、当事者だけでなく家庭までもが崩壊の危機にさらされることも珍しくありません。そのような最悪の事態を回避し、一刻も早く事故前の生活を取り戻していただくためには、早い時期に専門家に相談し、裁判を含め事案の解決を長期化させないことが重要です。

そこで当ネットワークでは、被害者とその家族の方々が被った「損害」の実態を緻密に調査した上で、早期に、かつ徹底した解決への方向性を適切にアドバイスしています。特に、重度後遺障害者の「将来介護費用」については、当ネットワークの弁護士が次々と画期的判決を獲得し、着実にノウハウを積み重ねています。

当ネットワークでは、基本的に訴訟による解決（可能な限り判決）を目標としております。勿論その他の解決方法もございますので、被害者の方々は、ご遠慮なくご相談ください。

他方、弁護士に現在ご依頼中の方につきましては、もしご希望があれば、当ネットワークにおいてセカンドオピニオンとしての対応をさせて頂くことも可能です。この際には、現在ご依頼中の弁護士の方と、相談される方との関係には、十分な配慮をさせて頂いております。

② 地域格差の解消

同じ日本でも、裁判所の判断には地域ごとにかなりのばらつきがあります。例えば、「交通部」のある東京や大阪の裁判所で認めていることを、地方の裁判所では認めず、賠償額に大きな差が生じるというケースは珍しくありません。そこで当ネットワークでは、常に最新の画期的な裁判例を分析。日本全国どこの地域でも、常に最高レベルの解決を目指して活動しています。

③ 弁護士の力量の向上

当事者の方々にご満足いただける解決を得るためには、まず弁護士自身のスキルアップが不可欠です。私たちは交通事故事件を扱う専門家として、法律のみならず、医学的、工学的、その他さまざまな分野でも知識を積み、日々研鑽しています。また、弁護士向けの研修会・シンポジウムのほか、共同受任等の活動、解決事案・裁判例の共同検討会なども開催しております。被害者の方から十分な情報をいただければ、必ずご期待に沿える活動ができるものと確信しております。

当ネットワークの方針

当ネットワークは、被害の迅速な回復と共に、被害者の方々の今後の生活の為に必要かつ十分な賠償を得ることを方針としております。

この十分な賠償に最も叶うのは、裁判による判決です。当ネットワーク参加の弁護士達は、被害者の方々と協力して、すぐれた判決を獲得することを目標として日々努力しております。

当ネットワークの弁護士が特に注力している重度後遺障害の損害費目としては、

慰謝料

逸失利益

介護料

があります。

慰謝料については、被害者の方々の思い、悲しみなどに十分な配慮を払って立証し、高額な慰謝料の獲得に成功しております。

逸失利益については、被害者の方々の生活状態に十分に配慮し、高い成果を上げております。

介護料については、従来の介護料を要する等級は後遺障害1級2級に限定されるという考え方を打破して、3級はもとより、頭部外傷については5級までを認定の範囲とする裁判例を多数勝ち取っております。この分野における補償の拡大は、当ネットワークが先鞭であると自負しております。

また当然のことながら損害費目は上記だけに限らず、被害者ご本人の事故前の状況によって細分化されます。後遺障害が及ぼす損害とは、

決して画一化されたものではありません。被害者の生活や職業によっても同じ受傷内容でもその損害費目は大きく変わってきます。

当ネットワークの弁護士が獲得している裁判例

右上の表をご覧ください。これは自動車保険ジャーナル平成21年版に掲載された高額対人賠償判決例です。当ネットワークの弁護士が獲得している裁判例は高額判決例のうち約半数に及んでおります。このような実績は全国の裁判所で大きく評価され、当ネットワークの獲得裁判例は首都圏の裁判所のみならず、地方の裁判所においても模範的な裁判例として先例的に取り扱われています。すなわち、当ネットワークの訴訟活動のスタイルの一つとして、自前で獲得した裁判例を元に、できる限り被害者が慰謝されるよう、裁判官に訴えるわけですから、その訴求力は他の追随を許しません。

そして、全国の裁判所が認める獲得裁判例をこれだけ多数掲載できるのは、全国で当ネットワークだけであり、他の交通事故専門相談サイトでも当ネットワークが獲得した裁判例が多数引用されていることは、当ネットワークが獲得している裁判例が如何に先例的価値が高いかという表れでもあります。

当誌掲載の裁判例や当ネットワークのホームページで紹介している獲得裁判例は、依頼者の方のご希望もあって、その一部のみを掲載しておりますが、その中身を検討頂ければ、実績を理解していただけると幸いです。

高額対人賠償判決例

年間100件以上の裁判例を獲得しています。

認定 総損害額(万円)	裁判所	性別 年齢	態様
38,281	名古屋地裁管内	男29歳	後遺障害
37,886	大阪地裁管内	男23歳	後遺障害
36,750	大阪地裁管内	男38歳	死亡
35,978	東京地裁管内	男25歳	後遺障害
35,332	千葉地裁管内	男37歳	後遺障害
34,791	大阪地裁管内	女18歳	後遺障害
34,614	仙台地裁管内	女25歳	後遺障害
33,678	千葉地裁管内	男17歳	後遺障害
33,547	大阪地裁管内	男17歳	後遺障害
33,531	東京地裁管内	男32歳	後遺障害
33,387	横浜地裁管内	男40歳	後遺障害
32,776	大阪地裁管内	男42歳	後遺障害
32,545	横浜地裁管内	男44歳	後遺障害
32,403	大阪地裁管内	男42歳	後遺障害
32,246	名古屋地裁管内	男25歳	後遺障害
31,636	東京地裁管内	男25歳	後遺障害

裁判例 9

■ 交通事故弁護士全国ネットワークが取り扱った事件

裁判例 1 7 9 詳細は裁判例のページでご確認下さい。

認定 総損害額(万円)	裁判所	性別 年齢	態様
31,201	東京地裁管内	女21歳	後遺障害
30,594	旭川地裁管内	男7歳	後遺障害
30,484	大阪地裁管内	男7歳	後遺障害
30,377	広島地裁管内	男43歳	後遺障害
30,277	広島地裁管内	男38歳	後遺障害
30,076	大阪地裁管内	男10歳	後遺障害
29,966	名古屋地裁管内	男21歳	後遺障害
29,737	東京地裁管内	男40歳	後遺障害
29,686	東京地裁管内	男20歳	後遺障害
29,241	大阪地裁管内	男17歳	後遺障害
28,979	名古屋高裁管内	男17歳	後遺障害
28,585	東京地裁管内	女43歳	後遺障害
28,425	名古屋地裁管内	女18歳	後遺障害
27,581	京都地裁管内	女22歳	後遺障害
27,362	東京地裁管内	男28歳	後遺障害
27,309	大阪地裁管内	男17歳	後遺障害

裁判例 7

裁判例 1

【自動車保険ジャーナル 平成21年版目次・索引集】



当ネットワークが当該やホームページ上に掲載している判決・和解例等は、被害に遭われたご家族が解決への道標になるようにと、既に解決のご依頼者がこの趣旨に賛同し同意を頂いたものです。こうした裁判例を掲載する場合も、当事者の方々からは社会的な意義をご理解いただいた上で同意書をいただき、プライバシーが守られるよう十分な配慮しております。

また、世間で注目の事件を多数扱っていることから、報道機関からの取材要請も増えている昨今ですが、その対応についても必要最小限、かつ、被害者の方々のプライバシーを完全に守るかたちで対応させていただいておりますのでご安心ください。

裁判所で著名な弁護士とは、交通事故の処理、及び立証に優れ、その結果よい判決、和解を勝ち取っている弁護士のことです。そしてその評価は、訴訟外での解決でも加害者側に十分な理解を得ることが可能であり、よりよい解決を得られるのは自明の理です。

そもそも、我々弁護士の仕事とは、依頼者の利益のために最大限の努力をし、判決や和解で満足のいく結果を出すことです。そのために私たちは、「裁判所」という職場で裁判官の信頼を得るために、日々、誠実で緻密な立証を積み重ねています。つまり、主たる職場である裁判所で十分な影響力を発揮できてこそ、依頼者の満足につながるかと確信しているのです。その結果は、これまで勝ち取った裁判例が

証明しているといえるでしょう。このレベルを維持している弁護士グループは、他に類をみないといっても過言ではありません。

しかし、かかるノウハウを持っていても、被害者の方々に当ネットワークの存在と実績を十分に伝えなければ、皆様のご理解を得ることはできません。そこで、裁判所での立証活動に加え、紙面やホームページで獲得した画期的裁判例等を随時ご紹介し、皆様への広報活動をしているのです。

次ページより代表的な獲得裁判例を後遺障害別に掲載させていただきましたが、紙面という制約上、すべての被害者の方々に沿った裁判例ばかりではありません。当ネットワークのホームページでは随時最新獲得裁判例を更新しておりますので、そちらをご覧ください、まずはご自身の事例を当ネットワークが解決した事案と対比してみてください。必ずや類似裁判例があるはずです。

■ 詳しくはホームページをご覧ください

弁護士ネット

検索

画期的獲得裁判例は次のページへ

高次脳機能障害

1級の高次脳機能障害となった43歳主婦を夫が介護

緻密な立証で高額な介護料と慰謝料を認定

■高次脳機能障害

裁判所認定額 約2億4,400万円

■東京地裁管内(判決)

被害者データ 43歳・女性

交差点で一時停止中の小型貨物車に、高速で右折を誤った飲酒の乗用車が衝突
脳挫傷による高次脳機能障害、体幹失調等1級

認められた主な損害費目

将来介護料	約1億1,300万円
逸失利益	約4,600万円
後遺障害慰謝料	約2,800万円
近親者慰謝料	約1,000万円
家屋改造費	約800万円
将来雑費	約600万円
将来治療費	約400万円
その他	約2,900万円
計	約2億4,400万円

(過失相殺なし)

詳細

43歳の女性(有職主婦)が小型貨物車で一時停止中、飲酒運転の乗用車が右折を誤り衝突。女性が脳挫傷による高次脳機能障害(1級3号)の障害を負ったケースです。女性には当時、高3と中2の息子がおり、会社員の夫は妻の介護や家事のため、残業ができなくなりました。

裁判の争点となったのは、介護料と慰謝料でした。夫は実際に職業介護人の手を借りながら妻の介護を続けていましたが、現行の状態では、肉体的・精神的に相当な負担があり、年齢からみても長期間にわたって夫のみが介護できるとは思えないと主張。介護の重さを十分に立証していきました。その結果、介護料はほぼ原告の主張どおり、全期間にわたって日額1万8,000円が認められました。

また、被害者の症状が重く、それによって家庭がばらばらになってしまった現状をかんがみ、近親者慰謝料合計1,000万円を含み、合計3,800万円という高額な慰謝料が認められました。その他、将来医療費や将来雑費(おむつ代など)も、約1,000万円という高額になりました。丹念な立証が効力を発揮した好事例です。

ポイント

介護料は、職業介護人日額18,000円×365日、原告の余命期間が認められた。

慰謝料は、後遺障害慰謝料2,800万円のほか、夫に400万円、2人の子に各200万円、被害者の実父母に各100万円で、合計3,800万円が認められた。

将来雑費は、緻密な積算を立証したことにより、月額2万8,000円が余命期間認められた。

高次脳機能障害

28歳女性高次脳機能障害2級につき、 控訴により平均賃金及び介護料日額8000円を獲得した例

平均賃金の7割、及び施設介護前提の地裁判決を、高裁で憲法論に踏み込み増額判決を得た

■高次脳機能障害

裁判所認定額 約1億2,510万円

■[一審]京都地裁管内 [二審]大阪高裁

被害者データ 28歳・女性(当時無職・家事手伝い)

原告が自転車で下り坂の青信号交差点を横断中、
対向の左折する被告車両が衝突した。
脳挫傷による高次脳機能障害2級

認められた主な損害費目

将来介護料	約5,470万円
逸失利益	約5,900万円
傷害慰謝料	約240万円
後遺障害慰謝料	約2,400万円
その他	約530万円
損害額	約1億4,540万円
過失5%控除後損害額	約1億3,820万円
既払控除(任意)	▲約90万円
既払控除(自賠償)	▲約3,000万円
確定遅延損害金	約980万円
弁護士費用	約800万円
計	約1億2,510万円
※判決額の遅延損害金は別途	
近親者慰謝料	約470万円
弁護士費用	約40万円
計	約510万円

詳細

原告は、大学を卒業し、一度は公務員の職に就いたものの退職し、自己実現のためにアルバイトや契約社員をしながら勉強していました。また、病気療養中の家族への家事のため、事故当時は無職でした。

また原告は事故により高次脳機能障害2級を残し、いわゆる物忘れや自発性の低下のほか、家族に暴力をふるい自殺未遂をするなど、重篤な情動・人格の障害による他害行為や自殺企図また社会的迷惑行為の異常行動が著しく、それを投薬で抑制しているものの、常に家族や介護者の看視(監視)と声掛けが欠かせず家族崩壊寸前の状態でした。

このような状況につき、一審地裁判決では、①事故前はアルバイトの低収入につき逸失利益の基礎収入を女性平均賃金の70%(約4,100万円)とし、②薬物で症状を抑制し施設入所前提の介護料日額5,000円(約3,400万円)の認定でした。

そこで当ネットワークは、結論ありきの裁判進行もあり、地裁判決の事実認定を是正させるべく控訴しました。

介護料については、投薬により他害行為・自害行為は収めているものの、薬で本人の意志を抑制した状態で施設や病院に入所させることは、自己決定権を抑制し、憲法上の幸福追求権や居住・移転の自由を侵害するもので地裁判決は事実誤認と主張しました。

また、基礎収入については、若年者の逸失利益につき裁判所の共同提言がなされており、原告は症状固定時29歳で同提言に該当すること、さらに原告は自己実現のためにアルバイトや契約社員をしながら勉強する時間を割いていたこと、かつ同時期に家族が病気療養のため原告が家事をせざるをえなかった事情、つまり消極的な無職ではなく、やむを得ない状況であったことを主張しました。

その結果、高裁判決は、当ネットワークの主張を採用し、①介護日額8,000円(約5,470万円)、及び②基礎収入は女子平均賃金年額350万円(約5,900万円)を認め、総損害額約1億4,540万円、過失5%及び既払い控除後、約1億2,510万円の支払い、及び近親者慰謝料約510万円の支払いを認めました。この額は、一審判決の約1.5倍となりました。約6年(約30%)の延滞利息は別途追加されます。

ポイント

重篤な情動・人格の障害を負った高次脳機能障害者の介護料について、投薬で症状を抑制しているからといえ、施設入所を前提とするような介護料認定であってはならない。同様に逸失利益も、単に当時無職であったことを理由に平均賃金70%であってはならない。交通事故により原告が重篤な障害を負い、障害そのもので制限があるにもかかわらず、さらに被告への唯一の回復手段である損害賠償において経済的に制限を加えることは、憲法上保障された人権にも抵触するものである。

このような点で、被告反論及び一審判決の事実誤認を是正させた好事例である。

高次脳機能障害2級=随時介護=介護料日額数千円の定式ではなく、被害者の障害状況及び介護負担に応じて、常に注意看視声かけ等の常時介護が必要か、常に検討が必要である。これは等級を問わず見守り介護が必要な高次脳機能障害全般に言える課題である。

高次脳機能障害

3級の高次脳機能障害でも1万円の職業介護料と7,000円の家族介護料を認めた画期的事例

「子供だから回復する」という主張を日常生活の緻密な立証で覆す

■高次脳機能障害

裁判所認定額 約1億7,900万円

■福島地裁管内(判決)

被害者データ 10歳(小学校5年生)・男児

男児が自転車で道路を横断中、直進のダンプカーにはねられた

男児は脳挫傷で高次脳機能障害3級、併合2級

認められた主な損害費目

逸失利益	約7,900万円
将来介護料	約5,500万円
将来治療費	約600万円
後遺障害慰謝料	約2,400万円
近親者慰謝料	約400万円
その他	約1,600万円
	損害額 約1億8,400万円
過失20%控除後損害額	約1億4,700万円
弁護士費用	約800万円
遅延損害金(9年相当)	約6,000万円
	総計 約2億1,500万円
既払控除	▲約3,600万円
計	約1億7,900万円

詳細

まず争点となったのは過失割合でした。

被告側は男児が飛び出したとして、4割の過失があると主張していました。しかし、現場にいた同級生の証言などを集めたところ、事故状況は飛び出しではなく通常の横断であったことが明らかになったため、その事実を裁判で立証。その結果、男児の過失は2割まで減らすことができました。

もうひとつの争点は介護料です。

被告側は、「被害者は子供なので、将来十分回復するはず」という理由で、介護料は不要と主張してきました。本人は事故後、養護学校に通学し、卒業後は福祉作業所に通っていましたが、実際には日常生活が手助けなしにはできない状況でした。そこで、その実態を緻密に立証した結果、高次脳機能障害3級でありながら、裁判所は職業介護1万円、家族介護7,000円を認めたのです。

ポイント

当事者が子供の事故の場合、相手側は「飛び出し」と決めつけて主張してくる場合がよくある。本件においては、目撃証言などを丁寧に集め、事故の事実関係を立証することで、過失割合を減らすことに成功した。また、高次脳3級の場合は、「介護料ゼロ」という主張もよく見られるが、被害者の日常生活をきちんと立証すれば、高額な介護料も十分に認められるということが証明できた事案である。

高次脳機能障害

見逃されていた高次脳機能障害を裁判上で立証し、 高次脳機能障害5級(併合4級)を認めさせた例

高次脳機能障害に精通した医療知識及び裁判技術を活用した好事例

■高次脳機能障害

裁判所認定額 約9,360万円

■千葉地裁管内(判決)

被害者データ 25歳・女性

被告自動車に原告が同乗中、有料道路の右カーブを
操縦ミスによりガードレールに衝突させた。

自賠償認定 脳挫傷による右耳難聴他併合10級、
高次脳機能障害認めず

裁判所認定 脳挫傷による高次脳機能障害5級他
併合4級

認められた主な損害費目

逸失利益	約5,520万円
休業損害	約580万円
傷害慰謝料	約350万円
後遺障害慰謝料	約1,670万円
その他	約570万円
損害額	約8,690万円
既払控除(任意)	▲約180万円
弁護士費用	約850万円
計	約9,360万円

詳細

最初の症状固定は事故から2年後に、脳挫傷12級を含む併合10級の認定がなされましたが高次脳機能障害認定なし、2度異議申立したものの認定は変更ありませんでした。弁論の終盤で、当ネットワークの弁護士に交代しました。

事実原告は、高次脳機能障害により、一般よりも就労能力が劣り、数日で仕事を辞めさせられることが相次ぎました。

高次脳機能障害に精通した医師の確定診断を経て、また労災及び自賠償の等級認定ルールを熟知した意見書を添えて、高次脳機能障害は5級に相当し、外貌醜状等を含め併合4級であることを立証しました。

裁判では、当方主張をほぼそのまま認め、約9,360万円の支払を認めました。

自賠償では認められなかった高次脳機能障害を裁判で認めさせた好事例です。

ポイント

脳挫傷後の後遺症による精神症状を抑制するために入院したが、そこは高次脳機能障害を熟知していない精神科医だったので、その医師による「改善した」報告書が自賠償認定においてマイナスに作用した。そこで我々は、高次脳機能障害に精通した医師から診断書を経て、高次脳機能障害は5級に相当することを立証した。

当ネットワークが受任してから4年、事故からは10年経過後の解決であり、裁判上で医療機関・認定機関による「高次脳機能障害の見逃し・見過ごし」を是正させ、高次脳機能障害5級を認めた極めて参考になる事例である。

高次脳機能障害

画像所見がなく高次脳非該当とされた被害者に対し、 裁判で高次脳7級(併合6級)を認めさせた画期的判例

高次脳機能障害の専門医の意見書、及び緻密なカルテ分析により意識喪失があることを立証

■高次脳機能障害

裁判所認定額 約7,910万円

■名古屋地裁管内(判決)

被害者データ 24歳・女性(会社員)

原告がバイクの後部座席に同乗して直進中、対向右折車と衝突。バイクの運転者は死亡。

自賠償認定 左手関節機能障害12級ほか併合11級、高次脳機能障害認めず

裁判所認定 高次脳機能障害7級ほか併合6級

認められた主な損害費目

逸失利益	約4,260万円
休業損害	約1,630万円
傷害慰謝料	約280万円
後遺障害慰謝料	約1,180万円
その他	約350万円
	損害額 約7,700万円
既払控除(任意)	▲約210万円
既払控除(自賠償)	▲約310万円
弁護士費用及び利息	約730万円
計	約7,910万円
補足:遅延利息(約9年8ヶ月間)	約3,570万円

詳細

原告は、人格変化やコミュニケーション能力低下を中心とした高次脳機能障害があるとして、2度異議申立をしましたが、自賠償では画像所見なし・顕著な意識障害ないことを理由として、同障害を認めませんでした。

裁判で原告は、事故により14m程飛ばされて多発外傷(顔面を含む)や歯が脱臼したことから頭部が強い衝撃を受けたこと、事故前後の記憶が無く低レベルの意識障害があったことを、カルテ分析及び高次脳機能障害の専門医の診断及び意見書で緻密に立証しました。

結果、裁判所は、高次脳機能障害ではないという被告側医師の意見書を排斥し、交通事故によって高次脳機能障害を負ったことの因果関係を認めて、高次脳機能障害7級(併合6級)と判断し、約7,910万円の賠償と、事故から10年近くもの遅延損害金を認めました。

ポイント

被害者本人と家族から状況を詳しく聞き取り、高次脳機能障害の専門医の診断を仰ぎ、高次脳機能障害があることを確信した。

高次脳機能障害の判定に当たり、①交通事故により脳外傷があること、②一定期間の意識障害があること、③高次脳機能が障害し日常生活が支障していること、の要件は欠かせないが、命を救うことを再優先する救命救急の現場において、生命にさほど影響しない軽度脳外傷は優先度が下がり、結果として高次脳機能障害が見逃されることもある。本事案は、自賠償の認定基準では①と②が認められなかった高次脳機能障害を、裁判上で認めさせた画期的な裁判例である。

また、事故から判決まで10年近くを要したことから、約3,500万円もの延滞利息が発生したことで、弁護士費用は十分充当することができ、原告に大きくプラスになることができた。高次脳機能障害の専門医のご助力、当ネットワーク弁護士の医療知識と裁判力が奏功し好判決を得て、ご家族に大変ご満足いただいた事例である。

遷延性意識障害

20歳男子遷延性意識障害に 3億7千万円もの損害額を認めた例

ボンネットに原告を乗せたまま走行し転倒させた事故に高額賠償を認めた事案

■遷延性意識障害

裁判所認定額 約2億7,100万円

■名古屋地裁管内(判決)

被害者データ 20歳・男性(大学生)

大学内駐車場にて、原告が被告車両のボンネットに伏せて乗っていたところ、被告運転手が発進し左ハンドルを切ったところで転落した。

遷延性意識障害1級

認められた主な損害費目

将来介護料	約1億5,900万円
逸失利益	約1億1,600万円
住宅改造費	約1,900万円
車両改造費	約300万円
介護備品費	約1,500万円
医療機器	約400万円
将来雑費	約2,200万円
傷害慰謝料	約300万円
後遺障害慰謝料	約2,800万円
その他	約400万円
	損害額 約3億7,300万円
	過失20%控除後損害額 約2億9,700万円
弁護士費用他	約1,600万円
	総合計 約3億1,300万円
既払控除(自賠責)	▲約4,000万円
既払控除(任意)	▲約200万円
計	約2億7,100万円
近親者慰謝料	約400万円

※このほか、遅延損害金を認めた。

詳細

- 過失について → 原告の主張をほぼ採用
この事故はボンネットに乗った原告が転落して起きた事故で、過失が大きな議論になりました。裁判では、被告が車両を発進させ重大な事故に至った経緯を重く見て、過失割合を被告の責任8割を認めました。
- 介護は、自宅か施設かについて
→ 原告主張通り自宅介護を認容
(判決文引用 遷延性意識障害者の在宅介護4要件)
在宅で介護を受けるために必要な条件は、①本人ないし原告の希望、②人的支援の確保(家族による介護に加え、訪問ヘルパー、訪問看護師、訪問リハビリといった人的資源の確保)、③物的設備確保(バリアフリー構造やリフター設備等の介護住宅、パルスオキシメーター等の医療機器など)、④医療的環境設備(訪問診療等の定期的往診、状態が悪化した場合等の緊急時に対応できる救急病院が近隣に存在すること)といったことがあり、それらを満たす場合には、在宅介護を認めるのが相当である。
- 判決の認容額
裁判では、原告が主張する費目をほぼ認め、過失相殺前の損害額は約3億7,300万円となり、過失及び既払控除後2億7,100万円及び近親者慰謝料400万円の支払い、及び事故日から支払日までの遅延損害金を認めました。

ポイント

＜介護料で高額な費用を認容＞

介護料については、母親が仕事に就いている20年間は職業介護2万5,000円×300日と近親者介護1万円×65日、以後37年間は職業介護2万5,000円×365日を認めた。その他介護諸費用も綿密に積算した金額が認められた。

(介護料につき判決文引用)

ベストケアをしたらそれがないよりもはるかに長生きできる蓋然性が高いことが明らかであるのに、費用が高すぎるからといって、ベストケアを受ける費用分の損害賠償を認めないなどということは、そのベストケアを受けたとしても一般人ほどには長生きできそうにない被害者に対して余りにも酷な話であり、人道上許されないように思われる。

遷延性意識障害

「介護職経験がある母親が在宅介護をする」と判断した一審判決をくつがえした例

「母親が復職する権利」と「職業介護人」を認めた画期的な高裁判決

■ 遷延性意識障害

裁判所認定額 約2億7,600万円

■ 名古屋高裁 【一審】岐阜地裁管内(判決)

被害者データ 17歳・男子

点滅信号のあるT字交差点を横断中の自転車に、直進の普通乗用車が衝突
遷延性意識障害、四肢麻痺1級

認められた主な損害費目

将来介護料	約1億円
逸失利益	約9,700万円
住宅改造費	約1,200万円
将来雑費	約900万円
車椅子代等	約700万円
後遺障害慰謝料	約3,000万円
近親者慰謝料	約800万円
その他	約1,300万円
計	約2億7,600万円

(過失相殺25%控除後 約2億900万円)

認められた介護の内訳

母親が67歳まで		母親が67歳以降、原告の余命まで
平日 年240日	祝日休日 年125日	年間365日
職業介護人日額 1万8,000円	家族介護人日額 1万円	職業介護人日額 1万8,000円

詳細

点滅信号のあるT字交差点を横断中の自転車に、直進の普通乗用車が衝突。自転車に乗っていた17歳の男子高校生が、脳挫傷等の重傷を負い、遷延性意識障害及び四肢麻痺の後遺障害(1級1号)を負ったというケースです。

最大の争点は、母親の就労と介護料についてです。裁判では、介護にあっていた母親の復職を前提に職業介護人による介護料を請求しました。しかし、被告の反論及び一審の判断では、母親がかつて介護職に就いていたことなどを理由として母親の就労を認めず、日額1万円の家族介護という判断になりました。しかし、高裁に控訴し、母親自身の家庭環境で育まれた就労への意欲と在宅介護の必要性を改めて主張しました。その結果、高裁では母親の就労を認め、日額1万8,000円の職業介護人を認める画期的な判決となりました。

また、住宅改造費や将来経費・備品代等を請求どおり認め、両親の慰謝料を認めるなど、高額な損害認定額となりました。

ポイント

男子学歴計全年齢平均賃金を基礎収入とする逸失利益を全期間認められた。

住宅改造費は請求全額認められた。

将来雑費は、月額3万5,000円を余命期間認められた。

車椅子、車両改造費、介護リフト、介護ベッド費用を請求どおり認められた。

本人の後遺障害慰謝料3,000万円、両親の慰謝料800万円と、合計3,800万円の高額な慰謝料が認められた。

遷延性意識障害

損保紹介の介護病院を全て訪問し、
原告の介護には不適格であることを立証
自宅介護を認めさせた例

現実には遷延性意識障害という重度障害者を受け入れられる病院は少ない

■ 遷延性意識障害

裁判所認定額 約1億5,000万円

■ 千葉地裁管内(和解)

被害者データ **58歳・男性(会社員)**

原告が道路横断中、前方不注視の普通乗用車が衝突
脳挫傷、遷延性意識障害1級

認められた主な損害費目

将来介護料	約5,900万円
逸失利益	約4,600万円
将来雑費	約1,300万円
住宅改造費	約1,200万円
将来介護器具費	約1,200万円
後遺障害慰謝料	約3,000万円
近親者慰謝料	約500万円
その他	約2,300万円
損害額	約2億円
過失15%控除後損害額	約1億7,000万円
調整金※	約3,200万円
総計	約2億200万円
既払控除(任意保険)	▲約1,200万円
既払控除(自賠責)	▲約4,000万円
計	約1億5,000万円

※弁護士費用及び遅延損害金(約3年分)相当額

詳細

本件の裁判には、主に2つの争点がありました。

1つ目は、過失割合です。

相手側は、衝突現場が横断歩道上ではなかったため、歩行者の側にも20%の過失があると強く主張してきました。しかし、相手には運転中にもかかわらず、テレビやラジオなどの操作に気を取られたという事実があったため、裁判所は15%の過失と認定しました。

2つ目の争点は、住宅改造費です。

原告は、あくまでも「自宅介護」を前提に、住宅改造の準備をしていましたが、相手側の損保会社は「自宅介護を認めない」と反論。5か所の介護病院のリストを提示し、病院療養費として1ヶ月22万円を支払うという条件を出してきました。

そこで我々はまず、療護センターの医師から「自宅介護可能」という意見を入手し、さらに、損保会社が提示してきた全ての介護病院を訪問し、本件のような重い障害を抱える被害者を介護するには不適格な病院であることを細かく立証。

その結果、裁判所は、「自宅介護は可能」という前提で、住宅改造費の差額分1,260万円のほか、介護費用は、職業介護、家族介護、平均で日額1万7,000円を認めました。

ポイント

多くの損保会社は自宅介護を否定し、介護型病院での療養を勧めてくるものだが、現実には遷延性意識障害という重度障害者を受け入れられる病院は少ない。

我々はそれを立証するために、損保側が紹介してきた全ての病院を訪問調査するという地道な立証を行い、相手側の主張を覆した。

さらに本件では、**和解という迅速な解決を選びながら、近親者含め3,500万円という高額な慰謝料と、3,200万円というきわめて高額の調整金(弁護士費用および遅延損害金相当)が認められた。**こうした結果にも、当ネットワークの緻密な立証の成果が出ているといえるだろう。

重度脊髄損傷

頸髄損傷による重い「痙性麻痺」患者の介護

その労働の重さを緻密に立証し「常時介護」を認定

■重度脊髄損傷

裁判所認定額 約2億6,900万円

■名古屋高裁 【一審】名古屋地裁管内(判決)

被害者データ **25歳・男性**

乗用車が信号待ちで停車中、居眠りの大型貨物車が追突
頸髄損傷、排泄障害等1級

認められた主な損害費目

将来介護料	約8,100万円
逸失利益	約8,300万円
後遺障害慰謝料	約2,800万円
近親者慰謝料	約500万円
住宅改造費	約1,500万円
将来雑費	約1,100万円
介護用具代	約1,100万円
その他	約3,500万円

計 約2億6,900万円

(過失相殺なし)

認められた介護の内訳

母親が70歳まで		母親が70歳以降、 原告の余命まで
平日 年240日	祝日休日 年125日	年間365日
職業介護人日額 1万8,000円 家族介護人日額 3,000円	家族介護人 日額8,000円	職業介護人 日額1万8,000円
合わせて日額1万500円の 介護料を認めた。		年間通して 日額1万8,000円を 認めた。

詳細

信号待ちで停車中の乗用車に、後ろからきた大型貨物車が居眠り運転で追突。乗用車に乗っていた25歳の男性が、頸髄(けいずい)損傷の重傷(1級3号の後遺障害)を負ったという事案です。この被害者は、頸髄損傷による痙性(けいせい)麻痺がひどく、筋肉や関節が特に固くこわばっていたため、母親にとって、体位交換や排泄介助などは相当な重労働でした。

そこで原告は、日常介護の手順、特に排尿・排便のことや介護機器の操作補助等、常時介護が必要であることを重点的に立証し、高額な介護料の必要性を主張。一方、被告は「被害者は公的給付(市役所からの福祉手当)を受ける可能性が高い」という理由で介護料の減額を求めて反論してきました。

しかし裁判所は、「公的給付は社会福祉制度に基づく給付であって、損害をてん補する性質はないので、これを前提に損害を算定するのは相当とはいえない」と、被告側の主張を却下。母親が70歳になるまでは、1日5時間の内職に対し「職業介護人」の必要性を認め、また、住宅改造費も原告が請求した1,500万円満額が認められ、満足のいく判決となりました。

ポイント

被害者は、大学を卒業し一時就職後、資格取得のためにアルバイトをしていた状態での事故だったが、逸失利益の基礎収入の算定にあたり、大学卒の平均賃金を採用。

内職を営む母親について、1日5時間程度は職業介護が必要であることが認められた。

介護料について、「公的給付は社会福祉制度に基づく給付であって、損害をてん補する性質はない」「将来にわたってこれが給付されることが確実であるともいえない」などとして、公的給付を前提とはしない、実費での介護料計算となった。

緻密な積算で、住宅改造費が満額認められたほか、将来雑費・車椅子・装具・福祉機器・車両改造費等が高額で認められた。

本人後遺障害慰謝料2,800万円、両親500万円(各250万円)、合計3,300万円の高額な慰謝料が認められた。

過失のある被害者が、自車の人身傷害補償保険を使って 裁判所認定の損害全額を確保できた事案

当ネットワークの訴訟活動の蓄積を認識した上で、被害者に最も有利な裁判所基準の差額を採用

■死亡事案

被害者遺族受取額 約9,040万円

■東京地裁管内(和解)

被害者データ 47歳・男性(会社員)

被害者が自転車で広い道路を横断中、普通乗用車と衝突
被害者は即死

認められた主な損害費目

【表1 損害額(単位:万円)】

逸失利益	約6,840万円
死亡慰謝料	約2,200万円
損害額	約9,040万円
過失35%控除後損害額	約5,880万円

近親者慰謝料他総額 約660万円

【表2 人身傷害による補充】

本人分損害賠償総額	約9,040万円
過失相殺35%分	▲約3,160万円
過失控除後(遺族受け取り)	約5,880万円
人身傷害から填補(上記35%の過失相殺分)	約3,160万円
受取額計	約9,040万円
	(損害賠償額の総額)

詳細

本件は、幹線道路を自転車で横断した被害者側の過失をどうみるかが大きな争点となりました。通常、こうした事故の基本過失割合は、被害者側が55%、相手側が45%とされていますが、相手側の車にも速度超過があったため、我々はその点を徹底的に主張。その結果、過失割合を逆転させることができ、被害者側の過失を35%まで抑えることができました。

この被害者は、自車に人身傷害補償保険(5,000万円)をかけていましたので、結果的に過失相殺された35%分はこの保険から受け取ることができたのです。

もうひとつの争点は逸失利益の算出方法でした。相手側は、「60歳以上は収入が下がるはずだ」と主張しましたが、この被害者は会社の幹部だったため、我々は「将来の昇給の可能性を配慮すると、60歳以上の減収分を埋め合わせることに出来る」と反論しました。その結果、裁判所は事故当時(47歳)の収入を基礎収入として67歳まで認めたのです。

ポイント

こうしたケースの場合、損保会社は「人身傷害補償保険を使う際は、あくまでも保険会社基準(※裁判所基準より低額)を使うべきである」と強硬に主張してくるが、当ネットワークはその主張に対して一石を投じ、「訴訟を起こした場合は、裁判所基準を用いるべきだ」という考え方を多くの裁判で認めさせてきた。本件の裁判官は、そうした我々の訴訟活動の蓄積を認識した上で、被害者に最も有利な裁判所基準の差額を採用。その結果、過失相殺されることなく裁判所が認定した損害額すべてを確保することができた。働き盛りの大黒柱を失った遺族には、大変喜んでいただけた事例である。当ネットワークが研究済みの、人身傷害の最も被害者に有利な活用法を利用した事案である。当ネットワークならではの、賠償額満額の獲得事例である。

その他の後遺障害

第三者の協力医との連携で、後遺障害等級をアップ

弁護士ネットが構築している「医療ネットワーク」の紹介で、専門性の高い協力医とめぐり合い、その好結果の例

■その他の後遺障害

損保提示額 **1,100万円**
 裁判所認定額 **約3,100万円**

■仙台地裁管内(判決)

被害者データ **45歳・男性(会社員)**

原告が普通貨物車で直進中、交差点内で対向右折してきた普通貨物車と衝突。原告は頸椎骨折で腰椎ヘルニア9級、脊柱変形11級、併合8級

認められた主な損害費目

逸失利益	約2,500万円
休業損害	約700万円
後遺障害慰謝料	約700万円
入通院付添費	約200万円
その他	約1,600万円
損害額	約5,700万円
過失20%控除後損害額	約4,600万円
弁護士費用	約200万円
調整金※	約600万円
総額	約5,400万円
既払控除	▲約2,300万円
計	約3,100万円

※弁護士費用及び遅延損害金相当額

詳細

本件の被害者は、事故直後にかかった医療機関が非常にずさんな治療を行っていたため、適正な後遺障害等級を獲得するまでに大変な苦勞を強いられました。具体的には、脳外科医が整形の診断を行っていたため、カルテに具体的な記載がなかったのです。当初はヘルニアで9級と判断されていましたが、実際には脊柱の変形による痛みのため仕事ができず、会社を退職せざるを得ないという状況でした。

そこで我々は独自の医療ネットワークを利用し、専門医の協力を得て自賠責に異議申し立てを行い、等級を9級から8級に上昇させました。

その結果、賠償額は最終的に約2,000万円のアップとなったのです。

ポイント

弁護士ネットが構築している「医療ネットワーク」の紹介で、専門性の高い協力医とめぐり合い、その結果、後遺障害等級アップ、さらには賠償金アップにつながった好事例。等級認定のからむケースでは、第三者の協力医とのこうした連携が不可欠である。

交通事故の解決方法

重度の後遺障害が残った場合は弁護士にご相談下さい。

交通事故の被害にあわれた方は、二重の苦しみを背負うことになります。第1に、お怪我の苦痛、死亡の悲しみです。第2に、それに伴う経済的負担です。当ネットワークは、第1の問題に対しては、事故直後から病院紹介まで十分な対応をさせていただきますし、第2の経済的な負担についても、事故直後から最終的な損害賠償まで、全てについて十分な対応と高水準の成果を獲得しております。

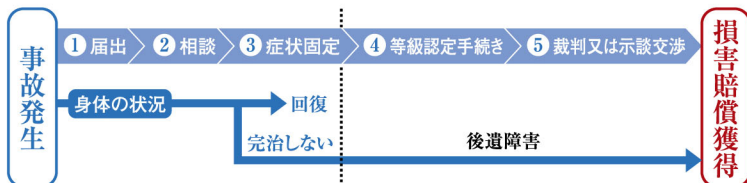
被害者の方々の金銭的回復は 弁護士がお手伝いします

弁護士の立場として一番にお手伝いできることは、よりよい判決で被害者の皆様の経済的回復に貢献することです。被害者の皆様には**自賠責への相当期間内での被害者請求**により、当面の介護や裁判にかかる費用を獲得していただき、経済的基盤を固めてから訴訟に挑戦していただいております。また弁護士にお支払いいただきます着手金などでお手元にご不安がある場合には、事案によっては訴訟後のお支払でも対応させていただきます。安心してご相談ください。

豊富な実績による 高額賠償の獲得実績

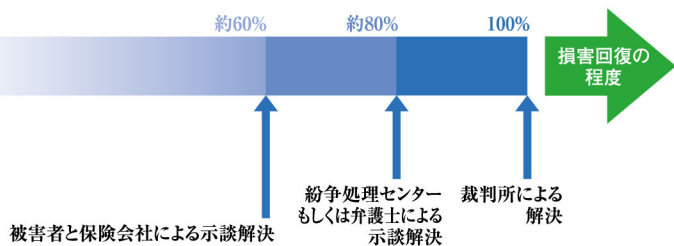
当ネットワークでは、実際に裁判基準でも高水準な解決を勝ち取り、**損保提示額の倍以上、事案によっては10倍の賠償金**を獲得しています。被害者の方々のご依頼により、**遷延性意識障害、高次脳機能障害、重度脊髄損傷**などの重度後遺症の事案も多く取り扱っており、獲得した裁判例の一部は全国の裁判所においてスタンダードになっています。また、当ネットワークが獲得した裁判例は他の交通事故相談サイトでも多数引用されております。如何に先例的価値が高いかという表れでもあります。

事故にあわれてからの手続きの流れは、下記の図のように進んでゆきます。



当ネットの損害賠償獲得についての考え方

損害賠償については、大まかに分けて次の3基準があります。



当ネットは、被害者の方々にとって被害の完全な回復を目指して、**原則として裁判による解決**を目指しております。勿論、被害者の方々のご要望に応じて、紛争処理センターや示談交渉での解決も承りますが、その場合でも、裁判による解決と同等の解決を目指します。なお、ご参考までに、我々の獲得している下記最新情報と裁判例をご覧ください。被害にあわれた方々にそれぞれ対応した事案でトップレベルの成果を獲得しているのがおわかり頂けると確信しております。

弁護士報酬(着手金を含む)について

弁護士報酬(着手金を含む)についての当ネットワークの考え方です。

当ネットワークは被害者の方々の被害の代償である大切な賠償金から、弁護士報酬をお支払いいただくという考え方を、原則として採用しておりません。そのわけは、賠償金は被害者のお苦しみの代償ですので、できるだけ手を触れることを避けたいと思っているからです。

他方では、弁護士報酬に関しては、例えば「加害者側が提示した金額と解決額の差額の10%」であるとか、「経済的利益の何%」という考え方もあるようです。しかしこれは、賠償額が大幅に増えなければ実体がないということ、を、まず第一に理解しておく必要があるでしょう。

獲得裁判例をご覧くださいいただければお分かりいただける通り、当ネットワークでは、裁判所の認める**プラスアルファ**である、**弁護士費用と遅延損害金(年5%)**で**弁護士報酬**をまかなうシステムを採用しております。すなわち、**弁護士報酬はすべて加害者側に払ってもらうシステム**です。さらに、多くの場合、遅延損害金(年5%)分は賠償金に上乗せになってお手許に残ります。

着手金はなぜ必要か?

弁護士費用に関して、「着手金とはどういうものですか?」といったご質問をよくいただきます。また、「その金額は相当かつ妥当なのかどうか」といったお問い合わせもありますので、ここで簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、着手金とは、弁護士が活動を開始するにあたって、個々の事件に責任を持ち、最大限の努力をさせていただくという「お約束」の証(あかし)です。これを受領したときから、当ネットワークの弁護士は、皆様方の完全なパートナーとなります。ですから、「他の事件で忙しいのではないか」とか、「出張中だったらどうしよう」といったご配慮は一切必要ありません。いつでも、どんな些細なことでも、すぐにご相談ください。

当ネットワークは、皆様の思いを十分に理解して、生命身体に変わる最大限の賠償を勝ち取ることが出来るグループです。

なおこの**着手金も、左で述べたようにほぼ全額を相手から払ってもらうシステム**を採用しています。

費用・報酬についての詳細は次のページへ

当ネットワークによる弁護士費用のまとめ

当ネットワークでは、原則として概ね弁護士費用(着手金を含む)は、加害者負担であるという考え方を取っております。この我々の考え方と「着手金ゼロ」という考え方を比較して、当ネットワークの費用についての説明を致します。

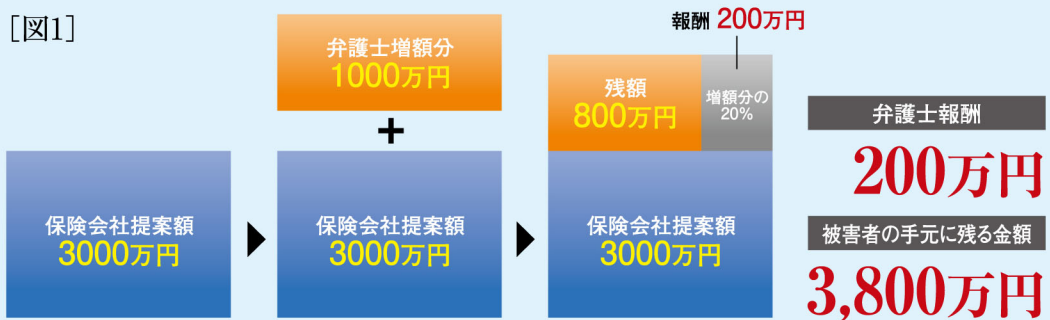
着手金「ゼロ」という考え方と当ネットの費用の比較

着手金「ゼロ」という考え方について

この考え方は、保険会社との示談を前提にした考え方です。そして、弁護士費用は、「保険会社の事前の提案」と「現実の解決額」の差額の20%という考え方とセットになっているようです。

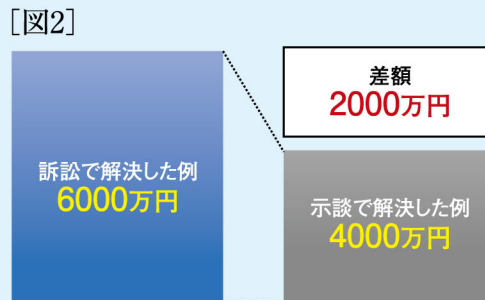
しかし、この考え方と私たちのシステムには、次のように根本的に2つの違いがあります。

この考え方ですと、まず、報酬を被害者の賠償金そのものからお支払頂くことになるということです。(図1参照)



このように、被害者が本来受け取るべき賠償金から弁護士費用が支払われることになります。

次に、被害者にとって最も高額な賠償金を獲得できる訴訟を必ずしも選択しないことになるということです。(図2参照)



提訴を選択せず、
示談で解決した場合、
200万円もの
差額が
出てしまいます

ご相談方法をわかりやすく紹介

ご相談は無料です。

STEP.1 ご依頼の検討

当誌や当ネットワークのホームページなどをご覧いただき、まず、ご自分の事例と獲得裁判例を対比してみてください。その上で、ご検討いただき、ホームページ上からか、もしくはFAX、郵送等で必要事項を定型フォームに記載の上、お申し込みください。



STEP.2 弁護士が事案を確認

定型フォームに、必要事項を記載してお申込みいただくと、事案に応じて、弁護士が架電にて連絡させていただきます。



STEP.3 弁護士から電話連絡

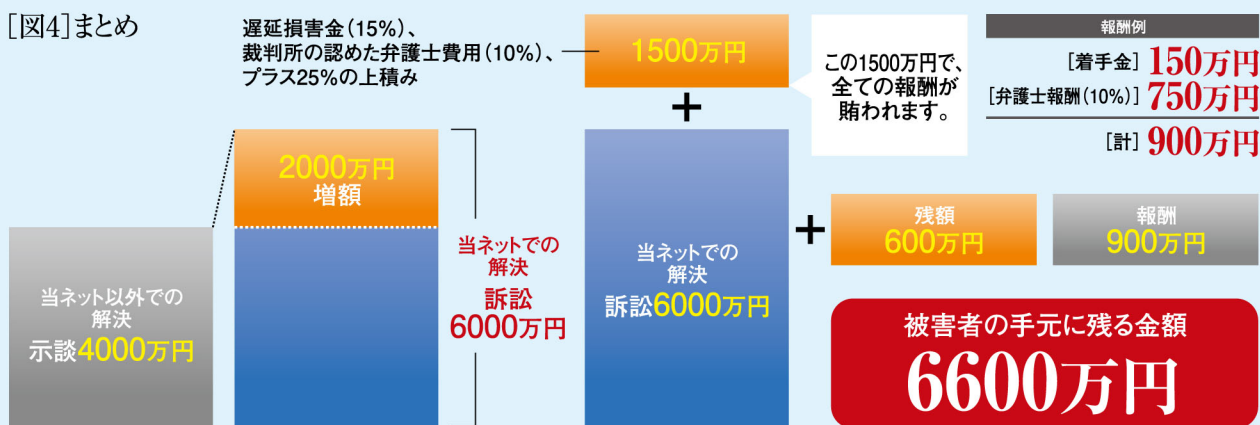
架電連絡を受けた相談者の方は、弁護士の質問事項に対し、簡潔にポイントを押さえた上でお話しください。もちろん、ご質問等もお受け致します。(ただしこちらの相談は、執務の関係上、長時間になることは控させていただきます。)

これに対し、当ネットワークは、着手金も報酬も原則として、賠償金ではなく、裁判所の認めたプラスアルファのおまけ部分から支払して頂きますし、更に、その賠償金そのものについても、裁判所で最大限の獲得を得ております。十分対比された上、ご検討下さい。
(図3・図4参照)

[図3] 弁護士費用と遅延損害金について



[図4] まとめ



被害者自身の自動車保険の弁護士特約について

現在の任意保険では、被害者及びその同居の家族の任意保険に弁護士費用特約がついていることがあり、これが300万円まで利用できるケースが少なくありません。この点については、まず当ネットワークにご相談下さい。保険会社によっては間違えて使用できないと伝えているケースもありますので御確認下さい。ところで、この保険(弁護士費用特約)を利用してもしなくても、上記その1で述べた費用の原則被害者負担ゼロは変わりません。ただ、この特約を利用した結果、300万円分被害者のお手許に入る分が増えるという効果は発生します。

緊急なご相談は
お電話でどうぞ

0120-89-0320

03-3667-0320

受付時間 /
10:00~18:00(平日)

STEP.4

面談日の決定

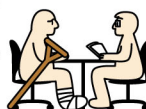
双方合意のもと面談を希望なさる場合、面談日を設定致します。

日時	応相談
場所	当ネット内の各弁護士事務所(原則)
ご持参頂くもの	弁護士が架電にて事案に応じて指定させていただきます。

STEP.5

面談

この後は、各事案により相違点がありますので、各々弁護士においてご指導致します。



STEP.6

受任の有無の決定

受任に際しては、費用等に関して十分な打ち合わせの上、双方合意のもとに受任させていただきます。

交通事故被害者を弁護士が全力サポート

交通事故弁護士全国ネットワーク

緊急なご相談は
お電話でどうぞ

☎0120-89-0320 ☎03-3667-0320

FAX:03-3667-0321 受付時間 10:00~18:00(平日)

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9 ダヴィンチ人形町4F
古田総合法律事務所内「交通事故弁護士全国ネットワーク」事務局 代表弁護士 古田兼裕

ホームページはこちら

<http://www.bengosi-net.jp/>

「弁護士ネット」で検索!!

弁護士ネット

検索

スマートフォン専用サイトはこちら

<http://www.bengosi-net.jp/sp/>



弁護士ネットモバイルサイト

携帯電話のカメラ機能に付いている
バーコードリーダーで読み取って
ご利用ください。

